

石川県健民運動推進本部構成団体規約

(目的)

第1条 この規定は、石川県健民運動推進本部（以下「本部」という。）の構成団体に関することを定めるものとする。

(会員)

第2条 構成団体は健民運動の方針に賛同し、これを支援し推進する団体でなければならない。

(入会)

第3条 本部の構成団体になろうとするものは、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 入会は、参加を希望する推進委員会の承認を得なければならない。

(入会資格)

第4条 本部の入会資格は別に定める。

(退会)

第5条 構成団体が本部を退会しようとするときは、別に定める退会届を本部長に提出し、任意に退会することができる。

(資格喪失)

第6条 構成団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 構成団体が活動を停止し、若しくは解散したとき。

(除名)

第7条 構成団体が、本部の名誉を棄損し、または趣旨、目的に反する行為があったときは石川県健民運動推進本部本部会（以下「本部会」という。）の議決を経て除名することができる。ただし、この場合、当該構成団体にあらかじめ通知し、本部会において弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第8条 この規定の施行に関し、必要な事項は事務局長が別に定める。

附則

この規定は、平成23年3月1日から施行する。